

# 藤田医科大学医学部学生心得規程

昭和47年規程第4号

施行 昭和47年4月1日

改正 令和元年9月1日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学学則（以下、学則という）に定める事項及びその他の学生の修学に関する事項を定めることを目的とする。

### 第1節 修学上の基本的事項

(修学上の心構え)

第2条 学生は、学問に精進しなければならない。人類の健康と福祉に貢献する医療従事者を志す者として、その社会的使命を自覚し、大学を知・情・意・体の円満な人間形成の場として、みのり多い学生生活を送るよう努めなければならない。

2. 学生は、教職員、他の学生に対し、礼節をもって接しなければならない。

(学則等の遵守)

第3条 学生は、学則、この規程並びに本学が掲示する警告その他の通知（以下、掲示物という）を遵守しなければならない。

2. 学生は、登校したときは、学部所定の掲示板において掲示物を確認しなければならない。

3. 掲示物は、原則として掲示した日から起算して7日間（以下、掲示期間という）を経過したときは、了知したものとみなす。なお、掲示物は掲示期間を経過したときは、取り除くものとする。

### 第2節 身上及び保証人

(誓約書の提出)

第4条 本学の学生となる者は、入学手続きにおいて、所定の誓約書の提出及び身上書の手続きを行わなければならない。

2. 誓約書に記載すべき保証人は、保護者又はこれに代わる者で独立の生計を営み、保証人としての責務を果すことのできる者でなければならない。

(変更の届出)

第5条 学生は、次の各号に掲げる事項に変更を生じたときは、本学（学務課）に対し、当該各号に掲げる様式の書面をもって、直ちに届け出なければならない。なお、当該届出には、クラス担任の押印を要する。

(1) 宿所の変更 (様式2)

- (2) 本籍地の変更 (様式3)
- (3) 姓(名)の変更 (様式4)
- (4) 保証人の変更 (様式5)
- (5) 保証人の住所変更 (様式6)

### 第3節 学生証

(交付及び着用)

第6条 学生は、入学手続きを完了した後、学生証の交付を受けるものとする。

- 2. 学生は、大学校舎、教育病院をはじめ学内や学外実習施設内においては、学生証を名札として、必ず所定のストラップ及びケースに入れて着用しなければならない。
- 3. 講義及び実習において着用していない学生は、当該授業を欠席扱いとする場合がある。
- 4. 学生は、学生証について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 交付時の原状から変更すること
  - (2) 他人に対し、贈与、貸与、譲渡又は担保として供与すること

(再交付)

第7条 学生は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、本学(学務課)に対し、速やかに所定の手数料を添えて、当該各号に掲げる様式の書面を提出した後、再交付を受けなければならない。なお、手数料の額は、藤田医科大学証明手数料規程に定める。

- (1) 学生証を汚損、紛失したとき 再交付願(様式13)及び遺失・紛失届(様式25)
- (2) 記載内容に変更が生じたとき 再交付願(様式13)

(返納)

第8条 学生は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、本学(学務課)に対し、直ちに学生証を返納しなければならない。

- (1) 紛失した学生証を発見したとき
- (2) 退学、除籍等により本学の学生の身分を喪失したとき

### 第4節 各種証明書等

(通学証明書及び学校学生生徒旅客運賃割引証)

第9条 学生は、公共交通機関の通学定期乗車券を購入する目的で通学証明書の交付を希望するときは、本学(学務課)に対し、所定の証明書交付願(様式23)をもって願い出なければならない。なお、学校学生生徒旅客運賃割引証(以下、学割証という)の交付を希望するときも同様とする。

- 2. 学生が学割証を不正に使用したときは、当該学生に対し、以後学割証を交付しない。

(その他証明書)

第10条 学生は、次の各号に掲げる証明書の交付を希望するときは、本学(学務課)に対

し、速やかに所定の手数料を添えて、所定の証明書交付願（様式23）をもって願出しなければならない。なお、手数料の額は、藤田医科大学証明手数料規程に定める。

- (1) 卒業証明書
- (2) 卒業見込証明書
- (3) 学業成績証明書
- (4) 調査書
- (5) 在学証明書
- (6) その他の証明

## 第2章 学費

(学費の根拠規定)

第11条 学費に関しては、学則第2章第6節に定める規定によるほか、その納入については、この章の定めるところによる。

(納入期限)

第12条 学生は、所定の学費を毎年4月末日までに納入しなければならない。

2. 前項にかかわらず、特別の事情があるとして本学の承認を得た学生は、学費を二期に分けて納入することができる。ただし、一期分は4月末日までに、二期分は10月末日までに納入しなければならない。
3. 学生は、前項に定める分納の承認を得るときは、本学（学務課）に対し、前年度の末日までに所定の学費分納願を提出しなければならない。

(納入懈怠)

第13条 学費を納入期限までに納入しない学生に対しては督促し、なお納入を怠る学生には、第9条及び第10条に定める各種証明書及び学割証を交付しないほか、受講、受験の停止又は除籍をする場合がある。

## 第3章 学修上の心得

### 第1節 学年委員

(員数及び任期)

第14条 各学年に学年委員を置く。

2. 学年委員は、互選により各学年より4名ずつ選出された者を学部長が任命する。なお、その任期は1年間とする。
3. 学年委員が欠けた場合の選任は、前項を準用する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(役割)

第15条 学年委員は、その学年を代表し、学習その他のことにつき、学年担任及び本学（学務課）との連絡に当たる。

## 第2節 修学上の注意

(秩序)

第16条 学生は、個人たると団体たるとを問わず学内の秩序を乱し、又は乱そうとしてはならない。

(服装)

第17条 服装は清潔、安全を旨とし、医療従事者を志す者として相応しいものとしなければならない。

2. 頭髪は医療従事者を志す者として常に清潔端正な装いとしなければならない。
3. 実習室においては、必ず所定の白衣又は実習服を着用しなければならない。

(座席)

第18条 学生は、講義室及び実習室において、座席を指定された場合は、その座席に着かななければならない。

2. 学生は、正当な理由のあるときは、担当教員に座席の変更を申し出ることができる。

(講義)

第19条 講義中は静粛を旨とする。

2. 担当教員は、講義中、私語その他により、講義を阻害する学生に対し、厳重に注意し、その指導に従わない場合は退室を命じることができる。なお、退室を命じた場合は、当該講義につき欠席したものとみなす。

(破損)

第20条 学生は、実習用の器具及び装置を破損したときは、担当教員に対し、直ちに破損届を提出しなければならない。なお、事情により、破損した器具及び装置を弁償又は修理させることがある。

## 第4章 試験

(試験)

第21条 試験に関する事項は、藤田医科大学医学部試験に関する規程の定めるところによる。

## 第5章 欠席

(欠席)

第22条 学生は、病気、災害その他の事由により各授業科目を欠席した場合において、当該欠席の理由が次の各号に掲げるいずれかの書類によって証明されるときは、出校後5日以内に当該書類を添えて所定の欠席届(様式7)を本学(学務課)へ届け出なければならない。なお、これ以外の欠席届及び所定の期限以後に届け出た欠席届は別段の定めのない限り受理しない。

(1) 本学の学校医の診断書

(2) 本人の配偶者、6親等内の血族及び3親等以内の姻族に当たらない医師の診断書

(3) 公共交通機関(タクシーを除く)の発行する証明書

(4) 警察などの公的機関の発行する証明書

(5) その他本学所定の書類

2. 学生は、病気、災害その他の事由により欠席5日以上に及ぶときは、所定の長期欠席届(様式8)に欠席の理由を証明する書類を添え、欠席が始まった日から10日以内に、本学(学務課)へ提出しなければならない。

(実習欠席)

第22条の2 第22条第1項及び第23条に定める事由に該当しない事由により実習の一部を欠席し、出校後5日以内に実習欠席届を本学(学務課)に届け出た場合は、欠席の事情を鑑みて教務委員長及び学生指導委員長の協議を経て、補習を認めることがある。

(特別欠席)

第23条 学生は、忌引、就職試験、演者としての学会発表等の特別の事由により、欠席するときは、所定の特別欠席届(様式9)により、出校後5日を過ぎるまでの間に、本学(学務課)へ届け出なければならない。

2. 忌引による特別欠席の日数の上限は、配偶者10日、父母7日、子7日、兄弟姉妹5日、祖父母5日、義父母5日、曾祖父母2日、伯叔父母2日、甥姪1日とする。

## 第6章 休学、復学、退学及び再入学

(休学等の根拠規定)

第24条 休学、復学、退学、再入学及び除籍に関しては、学則第2章第3節に定める規定によるほか、この章の定めるところによる。

(休学)

第25条 学生は、学則第16条の定めに基づき休学するときは、本学(学務課)に対し、休学の理由を証明する書類を添えて、所定の休学願(様式10)に保証人連署の上、願い出なければならない。

2. 学生が定期試験を受けることができる場合は、学則第16条に定める事由がある場合においても、休学することを要しない。

(休学者の復学)

第26条 許可を得て休学した者（以下、休学者という）の復学は、休学の翌年度初めに許可するものとし、これを経過した者の復学は原則として許可しない。

2. 休学者が復学しようとするときは、本学（学務課）に対し、休学期間満了前に、復学できることを証明する書類を添えて、所定の復学願（様式11）に保証人連署の上、願い出なければならない。
3. 休学者の復学後の年次は、休学した時の年次とする。

(滞納除籍者の復学)

第27条 学則第23条第1号に基づく除籍者（以下、滞納除籍者という）の復学は、同年次に復学するときは除籍後1ヵ月以内に、翌年度初めより除籍時の年次へ復学するときは除籍を受けた年度の3月31日までに願い出るものとし、これを経過した者の復学は原則として許可しない。

2. 滞納除籍者が同年次へ復学しようとするときは、本学（学務課）に対し、滞納学費及び復学審査料（入学検定料と同額）を添えて、所定の復学願（様式11）に保証人連署の上、願い出なければならない。
3. 滞納除籍者が翌年度初めより除籍時の年次へ復学しようとするときは、本学（学務課）に対し、所定の復学願に保証人連署の上、復学できることを証明する書類及び復学審査料を添えて、所定の復学願（様式11）に保証人連署の上、願い出なければならない。  
この場合、除籍を受けた年度の滞納学費は免除することがある。
4. 滞納除籍者の復学後の年次は、原則として除籍の時の年次とする。
5. 滞納除籍者の復学後の学費は、復学の時期にかかわらず、最初に入学した当時の学費を適用する。

(退学)

第28条 学生は、学則第21条の定めに基づき退学するときは、本学（学務課）に対し、学生証を添えて、所定の退学願（様式12）に保証人連署の上、願い出なければならない。

第29条 許可を得て退学した者（以下、退学者という）の再入学は、審査の上、学年始めに許可するものとし、これを経過した者の再入学は許可しない。

2. 退学者は、再入学するときは、本学（学務課）に対し、指定された期日までに、再入学できることを証明する書類及び所定の入学検定料を添えて、所定の入学願に保証人連署の上、願い出なければならない。
3. 退学者は、退学後3年以内に2回までを限度として再入学検定を受けることができ、退学後3年以上経過した者の再入学は、原則としてこれを認めない。ただし、平成10年度以前の退学者については本項を適用しない。
4. 平成11年度以降の再入学者が学則第6条に規定する年数以内に進級できない場合は退学するものとし、原則としてその後の再入学は認めない。
5. 再入学を許可された者は、学則別表に定める入学金を納入しなければならない。
6. 退学者の再入学後の年次は、原則として退学した時の年次とする。ただし、1～3年

次または5年次に2ヵ年在学した退学者が、2ヵ年目で不合格となった試験科目または総合試験に合格し、学部長による特別指導を受けて再入学する場合はこの限りではない。

7. 退学者の再入学後の学費は、再入学の時期にかかわらず、最初に入学した当時の学費を適用する。

## 第7章 健康管理及び衛生

### (定期健康診断)

第30条 学生は、学校保健安全法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、本学の指定日に定期健康診断を受けるものとする。なお、この定期健康診断は、健康管理室の指定により行う。

2. 学生は、健康診断の結果に基づき本学が行う指示に従わなければならない。
3. 学長は、健康診断の結果、休学を要する者に対しては、休学を命ずることがある。
4. 前項により休学中の者が復学するときは、健康診断を受け、校医の許可を受けなければならない。

### (予防)

第31条 学生は、健康相談のために、健康管理室を利用することができる。

2. 学生は、感染症に罹患した場合又は感染の疑いのある場合は、本学の行う指示に従わなければならない。

### (喫煙禁止)

第32条 本学は、学生に対し、人々の健康を守る医療従事者を志す者として、喫煙を禁止する。

## 第8章 賞罰

### (賞罰の根拠規定)

第33条 賞罰に関しては、学則第2章第9節に定める規定によるほか、この章の定めるところによる。

### (克己復禮賞)

第34条 本学は、1年次から卒業時までの在学期間において無遅刻、無欠席又はこれに準ずる学生に対し、教授会の推薦により、卒業時に「克己復禮賞」を授与する。

## 第9章 その他

### (アセンブリ教育活動)

第35条 学生は、アセンブリ教育活動によって、学園が掲げる全人教育の実をあげるよう努めなければならない。なお、アセンブリ教育活動の要綱は、別に定める。

(P S A活動)

第36条 学生は、P S A活動に協力し、互いの修学に対する意欲の向上に努めなければならない。なお、P S Aの運営に関する規程は、別に定める。

(団体活動、集会及び印刷物等の取扱い)

第37条 団体活動、集会及び印刷物等の取扱いに関する事項は、藤田医科大学団体活動、集会及び印刷物等の取扱いに関する規程の定めるところによる。

附則

1. 本学生心得及び規程は、昭和47年4月1日より実施する。
2. 昭和51年4月1日一部改正
3. 昭和55年4月1日一部改正
4. 昭和59年6月1日一部改正
5. 昭和63年1月20日一部改正
6. 平成元年10月30日一部改正
7. 平成3年4月1日一部改正
8. 平成5年4月1日一部改正
9. 平成7年4月1日一部改正
10. 平成11年4月1日一部改正
11. 平成13年4月1日一部改正
12. 平成18年4月1日一部改正
13. 平成19年4月1日一部改正
14. 平成19年7月1日一部改正
15. 平成20年4月1日一部改正
16. 平成23年7月1日一部改正
17. 平成28年3月21日一部改正
18. 平成29年4月1日一部改正
19. 平成30年10月10日一部改正
20. 平成31年4月1日一部改正
21. 令和元年9月1日一部改正